

## (公財) 愛知県サッカー協会 3種委員会規約

### (名 称)

第1条 本委員会は(公財)愛知県サッカー協会3種委員会と称する。

### (事 務 局)

第2条 本委員会の事務局は(公財)愛知県サッカー協会3種委員会総務委員長宅におくものとする。

### (目 的)

第3条 本委員会は(公財)愛知県サッカー協会3種委員会に加盟しているチーム相互の親睦を深め、サッカー技術の向上およびサッカーを通じて心身ともに健全で礼儀正しい中学生の育成を目的とする。

### (事 業)

第4条 本委員会は前条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。

1. (公財)愛知県サッカー協会3種委員会の主管する大会。
2. サッカーの技術指導および普及発展のための研究協議。
3. 地区大会の振興。
4. その他、この委員会の目的を達成するための事業。

### (事業の遂行)

第5条 前条の事業を円滑に遂行するために(公財)愛知県サッカー協会3種委員会に委員会を組織し、事業の立案、計画を協議し運営にあたる。

### (組 織)

第6条 本委員会は(公財)愛知県サッカー協会3種委員会に加盟している中学校とクラブチームを以て組織する。クラブチームは、日本クラブユースサッカー連盟に加盟していること。(但し、委員長が認めた場合は、この限りではない)

### (役員及び役員の選出)

第7条 本委員会に次の役員をおく。

委員長、副委員長、各部委員長、委員、監事2名。

1. 各部委員長とは、総務、財務、競技、技術、審判、トレセン、クラブ、規律の委員長の8名である。
2. 委員とは、東三河、西三河、名古屋、東尾張、西尾張、知多の6地区の委員長である。
3. 総務委員長は、副委員長及び事務局長を兼ねる。

### (役員任期)

- 第8条
1. 本委員会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
  2. 補欠のため適任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。
  3. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

### (役員職務と権限)

- 第9条
1. 委員長は本委員会を代表し、職務を統括する。
  2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等ある時はその職務を代行する。
  3. 監事は会計を監査する。

### (役員会の開催)

- 第10条
1. 役員会は、委員長、副委員長、各部委員長、委員で構成する。
  2. 役員会は、必要に応じて委員長が召集することが出来る。

**(委員会の開催)**

- 第11条 1. 委員会とは役員と各地区の総務、競技、技術、審判、トレセン、クラブ委員で構成する。  
2. 委員会は定数の2分の1以上の出席を以て成立するものとする。  
3. 委員会は、必要に応じて委員長が召集することが出来る。  
4. 委員長は、必要に応じて委員会に関係者または関係団体を呼んで意見や説明を聞くことが出来る。

**(経 費)**

- 第12条 本委員会の経費は、委員会及びその他の収益金を以てあてる。

**(予算・決算)**

- 第13条 1. 毎年度の予算は、役員会で審議し決定する。  
2. 毎年度の決算は、会計年度終了後に監事の監査を経て役員会の承認を受けるものとする。  
3. 本委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日を以て終わるものとする。

**(相 談 役)**

- 第14条 1. 本委員会に相談役をおくことができる。  
2. 相談役は、委員長が役員会の承認を得て委嘱並びに解任することができる。  
3. 相談役に決定権はない。

**(規 約 改 正)**

- 第15条 本規約は役員会で出席者の3分の2以上の賛同を以て改正することができる。但し、改正箇所については加盟登録チームに連絡するものとする。

**(細 則)**

- 第16条 本委員会に必要な細則は、役員会の議決を経て別に定める。

**(付 則)**

- 本規約は、平成元年4月1日より施行する。  
本規約は、平成11年4月1日より施行する。  
本規約は、平成13年4月1日より施行する。  
本規約は、平成16年4月1日より施行する。  
本規約は、平成22年4月1日より施行する。  
本規約は、平成27年4月1日より施行する。